

村と「むら」

—兵庫県川辺郡安場村について—

余 田 博 通

一、史 料

明治九年四月

村 中 條 約 書

第十三区 安場村 (以上表紙)

村中申合條約

一、當村之義兎角前年ヨリ村中不和合ニテ銘々一己之了簡ヲ申張或ハ自村他村之弁別ヲ失ヒ村内相談事ヲ他村之者エ申示シ自佗之差別ヲ取乱候義甚以不條理之事柄ニ付向後改正致シ何事ニヨラズ正副戸長ヲヨビ村會議事役集議之上致決定候事件ハ聊違背致ス間敷候事

一、租税ハ不申及村費割附都テ何ニヨラズ計算向ハ村會ニヲイテ正副戸長議事次カ(役)集會之上精算半季毎ニ立會可申臨時集會ハ此限ニアラズ

一、村費ハ拂方役取究メ置入費之明細正副戸長検査ノ上副書致シ拂方役ニ振向ヶ拂方ハ右戸長之証印ヲ目的トシテ拂渡請取書取之右請取書ヲ以村費江組入可申事

一、村會ヨリ集會ヲ相違候節ハ仮令不得已自用有之候共精々操合本人即刻出席可致事

右改正條約之件々一同無違背相守可申候依テ連署斯カ如期ニ候也

明治九年四月

岡田 定次郎

外七十一名(氏名省略)

村と「むら」

二、村会を開いた安場村

一に掲げた史料は明治九年の兵庫県（現在は宝塚市）安場村の申合せである。安場村は文政十年（1827）以来一橋徳川氏領¹⁾である。この村は有馬街道にそっているが、隣村の川面村の集落と入りくんでおり、街道沿いの家は交互に安場村の家であり、川面村の家であるという特異な形態²⁾を示している。川面村は延享四年（1747）以来丹波篠山藩領³⁾であった。

明治になって、安場村は三年一月十日に兵庫県に、また川面村は五年一月十三日に同じく兵庫県に編入された。明治五年十月には大区小区制が法制化されたが、兵庫県（摂津五郡）では大区に相当する区を設置し小区は置かないで、町村を行政上の末端単位と認めた。したがって、明治九年現在では安場村も川面村も行政村であったのである。

明治六年十二月大蔵省達第一八六号は、「従来独立ノ村落タリトモ戸口不多反別稀少ノ分ハ便宜合併不致候テハ毎事無用ノ労費ヲ掛区入費並村費モ相嵩人民ノ不便利ト相成候村々ハ漸次合併」させることとし、明治八年二月八日内務省達乙第一四号は、「宿駅廃合並村落合併ノ儀ハ人民格別便利ヲ得候儀有之歟或ハ實際不得已事故有之外ハ以来廃合及ヒ改称等不相成儀ト可心得」とし、また同十年九月十八日同乙第八三号で「何等ノ事情有之共区画ノ改正及ヒ郡村町ノ分合等ハ都テ不相成」と町村合併を抑止したが、この間安場・川面両村には変化がなかった。

内務卿大久保利通の地方制度改正の建議、「地方之体制等改正之議」が契機となって、明治十一年七月「郡区町村編制法」、「府県会規制」、「地方税規則」すなわち三新法が実施されるが、安場村・川面村はそのまま三新法下の村となった。

なおその後、明治十八年十二月二十二日、川辺郡安場村は武庫郡川面村に合併し、明治二十二年二月二十二日県令第二三号により、同年四月一日付で武庫郡川面村は（武庫川沿いの）見佐村とともに川辺郡に編入され、同時に川面・

小浜・安倉・米谷・見佐の五ヶ村が合併して小浜村となる。小浜村は昭和二十六年三月宝塚町となり、同二十九年四月武庫川の右岸の良元村と合併し宝塚市が生まれたのである。

明治四年十一月から同九年八月末まで兵庫県令であった神田孝平は、明治五年大小区制実施にあたり、町村を認め小区を置かないという独特の区制をとり、行政上の末端単位である行政村に村会を、区には戸長を構成員とする区会を、県には区長を構成員とする県会を順次開設させようとした。明治六年十一月に「民会議事章程略」と「町村会議心得」が布達された。

町村会は、町村の重要事項を審議するのであるが、議長が審議過程において不都合があると判断したときは県の指揮をうけることができ、また町村会の決議は県によって認められることが必要であった。この決議は、その後に出る政府の布告や規則に抵触するときは速やかに改める必要があった。町村会の議長は、戸長または副戸長であるが、議員は議事役とよばれ、十六歳以上の戸主のうちその町村に不動産（借地の上の所有家屋を含む）を所持するものによって選挙される。村会の議員の選挙が明治七年初頭に行なわれたことは、第拾五区川辺郡下佐曾利村戸長が明治七年二月日付で「今般議員撰挙入札」の結果を村会議員姓名を書上げて県令宛届出た書類⁹⁾で証される。冒頭に掲げた史料の文中にある議事役は、安場村の村会議員であり、明治九年に安場村の村会が開かれ審議が行なわれていたことが明らかである。審議事項は「租税ハ不申及村費割附都テ何ニヨラズ計算向」などのことであったと推察される。

三、村中申合せをした安場「むら」

最初に掲げた「村中申合せ条約」の最後に「右改正条約之件々一同無違背相守可申候依テ連署如斯ニ候也」とあるが、この場合の一同とは連署したもの岡田定次郎外七十一名である。この七十二名が村中であり、総寄合をして申合せをしたことの第一は、「何事ニヨラズ正副戸長ヲヨビ村会議事役集議之上致決定候事件ハ聊違背致ス間敷候事」であった。

村と「むら」

以上述べたところによって、安場村には村の意思を決定する機関が二つ、すなわち村会と村中総寄合とが存在したことが明らかである。村会は行政の末端単位である行政村の意思決定機関であり、戸長あるいは副戸長と、選挙によって選出された議事役すなわち村会議員によって構成され、間接民主的に村の意思決定が行なわれる代表民主制機関であり、議案の審議決定の原則は多数決主義である。

これに対し、村中総寄合は、安場むらに永住するすべての家の戸主によって構成され、直接民主的に「むら」の意思決定がそこで行なわれるのである。審議決定の原則は全員諒解であり、少数意見の尊重である。

兵庫県では明治五年六月に、村方三役が廃止されてから戸長あるいは副戸長が行政村の村会を主宰し、他方また同時に村中総寄合を主導した。戸長は行政村の村会の議長として村会の意見を取りまとめる役割りを荷なっているが、他方村中の代表者として村中総寄合の意思のとりまとめ役でもあった。戸長は二つの意思決定機関の主導者であったが、なおまた官治行政の末端の行政村の首長でもあった。

行政村の首長としての戸長の職務は、(一)布告・達し等を副戸長に通達すること、(二)戸籍を調査すること、(三)男女の風俗を統制し、人々の争いが起きたときは区長に報告すること、などである。副戸長の職務は、(一)区長・戸長から通達された布告・達し等の諸事項をすみやかに什長に通達すること、(二)戸籍を調査し、租税諸入費の割合を明確にすること、などである。

行政村の首長としてのこれらの職務は、さほど困難とも思われぬが、戸長が代表民主制の村会と直接民主制の村寄合との二つの意思決定機関を主導することは、仲々骨の折れる仕事であったのである。明治七年に始まる自由民権運動は四国に起こり淡路島を経てこの地方にも影響を与えたであろう。いわゆる村の有力者によって構成される村会はともかくとして、村中総寄合の意思決定が村会のそれと異なる場合は、戸長はきわめて困難な立場に立ったのであって、単なる「門地富有ノ者」では処理しきれなかったであろう。

戸長・副戸長の選出は、一般町村民のうちの人望才能ある者から選ばれる立て前であったが、しかし実際には必ずしもその通りには選ばれていなかった。兵庫県は明治五年五月十七日に、これまで役人入札の節は、ただ「門地富有ノ者」のみを選んでいたむきもあるが、今後はこのような弊風は一掃して、たとえ借家住まいの者であっても、必ず「当器人望コレアル者」を推挙するよう布達した。これは戸長の仕事容易なものではなく、村の全員の合意を得るには相当な頭脳を有する誠実な人柄でなければ困難であったがためであろう。

明治九年安場村の前掲史料は、村会と村中総寄合との並存を示すとともに、村民の間に村会に関する不満があり、その決定事項に反したり、また議員のうちにも村会に欠席するものがあって、村民の間に意見の違いがあり、それらのことを他村の者にも言い触らす行為があったことを記している。前述のように街道沿いの家々は、一、二軒ごとに所属する村を異にするのであるから、隣りの家の人と話しても、それは他村の者に言い触らしたことになるのであって、その状況は察するに難くはない。

明治四年には庄屋であり、同八年九月現在では戸長であった岡田定次郎は、明治九年四月時点においても戸長であったことはほぼ間違いがないが、彼の主導のもとに村中総寄合が開かれてこの村中申合條約が合意された。おそらくは、村会の機能をも含めて、急速に変わりつつある地方行政制度の仕組なども詳しく説明し、質疑応答を繰返し討論を重ねながら全員諒解への努力がはrawれて、條約作成にまでこぎつけたものであろう。このような内容の條約をつくったこと、そのことが條約成立過程の困難さを物語っていると同時に、行政村の戸長の意向の強い反映であったことを示している。しかしまた行政の村民に対する一方的支配ではなく、住民の感情や認識の不足を十分に配慮して事からの正当性を説得した姿を見ることができるようと思われる。今様にいえば、行政側が地域の住民集会に出席して、ことをわけて十分に説明し、行政の仕組みや法的な解説をして、現時点ではこのように決論を出すほかないとの事情を述べて住民の諒解を得たということになるうか。

村と「むら」

四、村財政について

明治九年の安場村に関する史料をほかには発見していないので、この史料のみによって判断するほかないが、当時は予算制度がなく、安場村でも村入費の支拂いは半季毎の精算によっていた。

村では村入費の拂方役をとりきめ、拂方役は個々の入費の明細を控えておき、半季ごとに支拂い分の明細書を正副戸長に提出し、正副戸長はこれを検査して副書し拂方役に渡す。拂方役は戸長の承認したものについて支拂いをし、請取書をとって、この請取書金額を村の支出とし戸長の証印をうけた。この村費支出は村会において承認を得、その金額を各家々に割附ける割合を決定したものである。しかし予算の決定および村費の先行徴集が行なわれたとは思われないので、掛け買いするか立て替え拂いが行なわれていたものであろう。立て替え拂いは現在でも部落協議費にみられるところであって、多くの村落で行なわれている。

明治五年の「学制」にはじまる小学校の経常費は、世話掛が立替え拂いをして、その分に金利を附した金額を学区内諸村に割附けていた。立替え拂いの主なるものは小学校教員の給料であった。⁵⁾このような方式が当時は一般であって、これらの割附け割合も明治九年の安場村の問題であったように思われる。

五、村の意思決定機関について

村の意思決定機関には「村会」と「村中総寄合」との二つがあったことはすでに述べた。村会は租税や村費の割附などすべて計算向のことを議し、生産や生活のことは村中総寄合で論議した。これらの点については別の機会に述べる予定であるが、前者は行政村の機関であり、後者は自然村の機関である。ここに自然村について詳述するつもりはないが、初歩的な誤解をさけるために一言述べておけば、行政的につくられた村ではなく、一定の領域に定住する「いえ」を構成単位とする村落であって、その一体的自立性を維持するために生産と生

活の社会規範、むら極めや規則などを創り自律性を保つ組織を有する団体的な存在である。

行政村は地方制度の改正とともに幾度か変化してきたが、自然村の枠組は(自然村の内容は変化しても)昭和三十年代までは決定的変化をみなかったと考えられる。これに関しても別の機会に論じることにするが、一つの点を指摘しておきたい。それは自然村における村中総寄合の意思決定に関する原則についてである。

村中総寄合に参加しうる条件は、歴史的に変わってきたが、形式的に言えば「むら」の「いえ」の戸主のすべてが構成員である。この点において総寄合は直接民主的的意思決定機関である。つぎに意思決定は多数決方式を無視するのではないが、それを基本におきながら少数意見を尊重し、多数意見と少数意見との間隙を埋める工夫をして全員諒解の結論を出すように努力する。このような意思決定原則は、全員の目標が共通でなければ貫徹しないし、全員の目標実現の意欲が切実なものでなければ実現しない。目標は「むら」の平和であり、「むら」の一体性であった。そういう意識の根底には、「むら」が一体でなければ各「いえ」は生産も生活もできないという切実さがあつた。日本の農村社会学は、その一体性と切実さの根拠を問うてきたのである。その根拠の上に「むら」の目標が十分に自覚されておれば、全員諒解の意思決定原則はきわめてすぐれたものであるといわなければならない。日本の集団主義の原点はここにありとも言うことができよう。

ついでに附言しておきたいことは、「むら」の一体性を支配の概念によつてのみ説明しようとする考え方があるが、しかしその前提として「むら」の一体性の説明がなされなければ十全とはいえないのではないか。とすれば、村中総寄合の実態とその意思決定の仕方は、「むら」の一体性とともによくの実証的研究を必要とするように思うのである。

今日も村中総寄合は開かれているが、次第に出席状態が悪くなっている。これは農地改革を経て昭和三十年代後半より経済の高度成長時代にはいって、高

村と「むら」

等教育が普及し、雇用の機会が多くなって家長をはじめ主婦までが兼業に従事することになり、「いえ」は事実上崩壊し、世帯に分裂しつつある。そして世帯の経済的基盤は農業よりもむしろ兼業に移った。「むら」は農業を主とする「いえ」を構成単位とした状態から、兼業を主とする世帯の集団に変ってきた。「むら」を構成する単位が変質してきたのであるから、村寄合の構成単位も従来の仕来りを再検討すべきときに来た。「むら」の役職選挙における一戸一票の原則も実情に則して改めるべきであろう。しかしながら、なお農業は、とりわけ水田農業においては、また農地や山林の所有に関しては「いえ」が単位になって一戸一票の原則を、にわかには改め難き実情もある。この矛盾は、農業の現状からみて解決できない問題ではないと思われるのである。解決には幾多の工夫がなされる必要がある。「むら」の構成単位を再検討するとともに、また次の点が重要である。「むら」は一体でなければ生産も生活もできないという状況は変わり、「むら」は一体でなければならないという従来の切実な目標は消失した。したがって「むら」を再編成するためには、新たな目標の設定が必要である。しかもそれは生産と生活に切実なものでなければならない。新たな目標は、「むら」によって異なる。新しい切実な目標を設定して、新たな総寄合を構成し、総寄合の意思決定原則を適用するならば、そこに新しい「むら」づくりが可能となるのではないだろうか。全員諒解の意思決定方法は、今日科学的に研究されつつある。科学的方法是、肥料や農作業に関するものだけでなく、人間集団の意思決定に関しても研究せられ応用されつつあるのである。(54・11・30)

注)

(1)宝塚市史 第二巻P.354

(4)同 史 第三巻P.25, 写真10

(2)同 史 第二巻巻頭写真9 P.489

(5)同 史 第三巻P.87

(3)同 史 第二巻P.441